

部活動の地域移行に向けた北見市モデル

～多様なスポーツ・文化芸術活動機会の充実と学校の部活動改革に向けて～

1 北見市における部活動の地域移行モデルの概要について

「北見市立学校における部活動の地域移行に関する方針」において、子どもたちが気軽に楽しめる活動の場として、各学校で放課後の短い時間でも多様なスポーツや文化芸術などを体験できるような機会を確保しながら、地域移行を進めることも検討するとしていることから、休日を含む活動及び大会やコンクール等への参加希望者は地域で設立された「多様なスポーツ・文化芸術活動」に参加し、大会等への参加を希望しない平日のみの活動希望者は、「学校における短時間エンジョイ型活動」に参加することができるなど、多様な活動に親しむことができることを本市における部活動の地域移行モデルとする。

2 多様なスポーツ・文化芸術活動機会の充実について

(1) 令和 6 年度 地域クラブ活動認定制度開始

（「北見市地域クラブ活動に関する認定要項」に沿って申請し認定されたクラブ）

- ① 各種大会、コンクール等参加補助の対象
- ② 就学援助のクラブ活動費の給与対象
- ③ 北見市ホームページでの紹介

(2) 令和 6 年度 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業「スポーツ・文化体験会」を実施 ・スポーツ、文化芸術活動から多様な種類の体験会を実施

(3) 令和 7 年度 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業「モデルクラブ活動」を実施予定 ・中学校等の部活動にある種目、活動を中心にモデルとなる地域クラブ活動を実施

〈参考〉 令和 6～9 年度の中学校・義務教育学校の生徒

		中学1年（義7）	中学2年（義8）	中学3年（義9）
2024	令和 6年度	現中 1	現中 2	現中 3
2025	令和 7年度	現小 6	現中 1	現中 2
2026	令和 8年度	現小 5	現小 6	現中 1
2027	令和 9年度	現小 4	現小 5	現小 6

3 北見市立学校における部活動改革について

- (1) これまでの部活動
- ・大会やコンクール等への参加を目的とするなどの活動
 - ・平日 2 時間程度、休日 3 時間程度の活動
- (2) これからの学校での活動・・・「短時間エンジョイ型活動」
- ・大会やコンクール等への参加を希望しない生徒（令和 8 年度の 1・2 年生及び令和 9 年度以降の入学者で地域クラブ活動に参加しない生徒）のため、「短時間エンジョイ型活動」として時間等を縮小した中で取り組む。
 - ・活動は課業日の平日放課後、短時間（教職員の勤務時間内）とし、各学校施設で行う。
 - ・活動内容、活動数、実施回数等は各学校の実情に合わせて定める。

4 時期について

- (1) 「短時間エンジョイ型活動」は、令和 8 年度 3 年生の部活動終了以降に取り組む。
- (2) 「短時間エンジョイ型活動」は、令和 8 年度中に開始し、令和 10 年度末（地域クラブ活動に参加しなかった現行部活動に参加していた生徒が在籍している年度）までを第 1 期として実施する。令和 11 年度以降の第 2 期については、実施状況、情勢を見極めながら令和 10 年度中に計画する。ただし、学習指導要領が改訂された時など必要に応じて見直しを行う。

地 域	年度	学 校
・地域クラブ活動 ・スポーツ少年団 ・競技団体や文化芸術団体が運営する活動 ・民間企業等が運営する活動 ・その他の活動	令和 6 年度	部 活 動
	令和 7 年度	
	令和 8 年度	
	令和 9 年度	短時間エンジョイ型活動 第 1 期
	令和 10 年度	
	令和 11 年度	短時間エンジョイ型活動 第 2 期



令和 8 年度 3 年生の部活動終了以降に学校の部活動が大きく様変わりします。

生徒は

- ① 新たな地域クラブ活動等に参加し、中体連や各種大会、コンクール等に出場する。
 - ② 学校のエンジョイ型活動に参加する。
 - ③ ①②のどちらにも参加しない。
- のいずれかを選択することになります。



令和6年度 北見市内各中学校・義務教育学校 部活動部員数一覧表

令和6年6月現在

		南	東陵	光西	北	高栄	小泉	北光	上常呂	相内	東相内	端野	常呂	留辺蘂	おんねゆ	R6 合計	R5 合計	R4 合計	R3 合計
1	陸上	28	30	30	21	24	26	33					15		6	213	236	221	227
2	サッカー	17	6 留 部	28	26 高北光 東相	R3	18	R4			R5	R3	9 佐 仲う上 留	5 東陵 部		109	126	139	147
3	男子バスケットボール	18		14	22 東陵	25	12	17			8	13				129	127	118	247
4	女子バスケットボール	13		18	13	9	16	12			11	R4		10		102	107	121	
5	軟式野球	23	8 小 崎 常	31	24	19	13 東陵 崎 常	15	3 東相 留		15	6 留 上常 小 東陵 常	4 小 東陵 崎	7 東相 上常		168	158	159	183
6	男子バレーボール	19	R5		R5			14 佐呂間			R5					33	48	44	202
7	女子バレーボール	27	14	14	9 上常呂	19 常呂	31	23	4 北		R5	19	2 高栄			162	157	146	
8	ソフトテニス	39	35	72	45	48			27		27				R4	293	329	322	301
9	卓球	19	25	34	28	21	28	23				2				180	206	255	282
10	バドミントン				39 光西					22						61	64	70	82
11	ソフトボール				18	R3										18	20	23	34
12	剣道				11	5	25									41	31	37	48
	剣道（再掲）														3	3			
	陸上（再掲）											6				6			
13	柔道	3				1								1	1	6			
14	スキー	2		1		1						2				6			
15	水泳	2		3	1	1	2									9			
16	スケート	1											1			2			
17	体操	1	1		1			1								4			
18	吹奏楽	35	27	36	42	33					R4	20	7	7		207	206	217	190
19	合唱						2	R4								2	7	21	35
20	音楽														3	3	3	4	6
21	文化（演劇・リコーダー）			22	28					6				12		68	60	36	13
22	美術	31		32		38	28	24			21					174	173	192	184
	合 計	269	145	331	326	241	199	161	34	28	82	60	37	41	9	1,963	2067	2125	2181
	全校生徒数	341	203	409	418	295	254	227	42	39	118	89	59	57	19	2,570	2665	2671	2715
	部活動加入率	79%	71%	81%	78%	82%	78%	71%	81%	72%	69%	67%	63%	72%	47%	76%	78%	80%	80%

※角ゴシック体の数字が拠点校部活動種目

※同じ行の同色が令和6年度オホーツク中体連複数合同チーム

※□R表記は令和3年度以降の休廃止部

↑ ↑ ↑
R5 R4 R3

北見市地域クラブ活動に関する認定要項

1. 目的

北見市立学校における部活動の受け皿として、北見市地域クラブ活動（以下「地域クラブ」という）に認定し、支援することにより、中学生等のスポーツ・文化芸術に親しむ環境の充実を図るとともに、生涯スポーツ・生涯学習社会の実現を図ることを目的とする。

2. 認定の要件

地域クラブの認定の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 部活動の地域の受け皿として、中学生等を対象にスポーツまたは、文化芸術活動を行い、専門性の高い指導を目指すこと。
- (2) 「北見市立学校における部活動の在り方に関する方針」に沿った活動（休養日・活動時間については遵守）であること。
- (3) 北見市内の社会教育施設等の公共施設または学校施設を活動の拠点としていること。
- (4) 地域クラブに参加する会員（中学生等及び保護者）が自由に加入及び脱会できること。また、脱会の際には会費等の取り扱いを明確にしておくこと。
- (5) 団体の規約、年間活動計画、年間収支予算、役員名簿等を整備していること。
- (6) 会員から運営に必要な会費等を徴収していること。
- (7) 営利を目的とした団体でないこと。
- (8) 中体連等の各種大会は、地域クラブとしての参加を原則とすること。

3. 認定の申請

地域クラブの認定を申請しようとする団体（以下「申請者」という）は、「北見市地域クラブ活動認定申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、北見市教育委員会（以下「教育委員会」という）に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約または、それに相当するもの
- (2) 当年度の活動計画書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める書類

4. 認定の決定

教育委員会は、前条の規定による認定の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査及び必要に応じて現地調査を行い、認定の可否について判断し、「北見市地域クラブ活動認定通知書」（様式第3号）または「北見市地域クラブ活動不認定通知書」（様式第4号）を申請団体に送付する。

5. 変更の届出

認定を受けた地域クラブ（以下「認定地域クラブ」という）は、「北見市地域クラブ活動認定申請書」（様式第1号）の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

6. 認定の取消し

教育委員会は、認定地域クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき。
- (2) 認定の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 活動回数、活動人数が著しく減少したとき。
- (4) 認定地域クラブとしてふさわしくない行為があったとき。
- (5) その他、教育委員会が認定地域クラブとして不適当と認めたとき。

7. 認定地域クラブに対する支援

教育委員会は、認定地域クラブに対し、支援を行うものとする。

8. 認定地域クラブの責務

- (1) 認定地域クラブは、教育委員会が行う事業に対し、依頼に応じて連携協力を行うものとする。
- (2) 認定地域クラブは会員に対してスポーツ安全保険等、傷害保険の加入促進に努めなければならない。

9. その他

この要項に定めのない事項については、教育委員会が必要に応じて別に定める。

10. 実施に伴う書類

北見市地域クラブ活動の認定に関する必要書類は次のとおりとする。

- (1) 北見市地域クラブ活動認定申請書（様式第1号）
- (2) 活動計画書（様式第2号）
- (3) 規約または会則等

附則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。